

生物多様性条約をめぐる最近の動向 とビジネス界の関わり ～COP10の成果を中心に～

2010.12.16
経団連自然保護協議会事務局 半谷 順

目次

- 生物多様性条約について
- 経済界からみた主要議題
 - 目標設定
 - ビジネスの参画
 - 利益配分 (ABS) に関する国際枠組み
 - 革新的資金メカニズム
- 主要議題に関する経団連の取り組みとCOP10での議論
- 今後に向けて
 - 「生物多様性民間参画パートナーシップ」
 - 基本理念の共有

はじめに

- 生物多様性
 - 多種多様な生物が関わり合いながら存在しているということ
 - 3つのレベルでとらえる
 - 種内の多様性:
 - 種間の多様性:
 - 生態系の多様性:
 - 生態系サービスの源泉、人類生存の基盤
- 生態系サービス
 - 人類が生態系から得ている恵み
 - 供給サービス: 食料、木材、紙など資源としての利用
 - 調整サービス: 気候調整、疾病予防、水土保全、天災緩和、花粉媒介
 - 文化的サービス: 景観、文化(食文化、収穫への感謝、)
 - 基盤サービス: 光合成、水循環、土壌

生物多様性の3つの危機

- 第1の危機: 人間の活動や開発がもたらす生態系の破壊、種の減少・絶滅。
- 第2の危機: 里地里山など、人間により維持されてきた特有の自然に対して人間の働きかけが減少することによる影響。
- 第3の危機: 外来種などを人間が外部から持ち込むことによる生態系の攪乱。

地球温暖化による危機

- ◇ サンゴの白化
- ◇ サクラの開花日やカエルなどの繁殖期の早期化
- ◇ ミツバチの激減
- ◇ 地球の平均気温が1.5～2.5℃上昇すると…世界の動植物種の20～30%が絶滅するリスクが上昇する危険性あり。(IPCC第4次評価報告書～2007年)

国連ミレニアム生態系評価の対象となった24の生態系サービスのうち、60%(24のうち16)が、劣化しているか持続可能でない状態にある。

生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity (CBD))

経緯

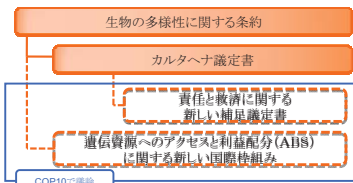
- ◆ 1992年に国連が主催した「リオ地球サミット」にて、生物多様性を包括的に保全し、かつ持続可能な形で利用していくための「生物多様性条約」が合意され、93年に発効。
- ◆ 日本を含む193ヶ国が批准(米国は未加盟)
- ◆ 条約の目的の実現を着実に推進していくため、締約国会議(COP)を2年に1度開催。

条約の目的

- ① 生物多様性の保全
- ② 生物資源の持続可能な利用
- ③ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分 (ABS: Access and Benefit Sharing)

条約成立により、遺伝資源は「人類共通の財産」から「自国の主権的権利」へ大きく変化。

条約の全体構造



第10回締約国会議 (10th Conference of the Parties (COP10))

開催概要

- ◆ 開催場所: 名古屋国際会議場
- ◆ 開催期間: 2010年10月11日～29日
- ◆ 議長国: 日本

経済界からみた主要議題

- ◆ 主要議題① 「ポスト2010年目標」の策定
 - ◆ 「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という2010年目標の後継目標。
- ◆ 主要議題② 「民間参画促進策」の検討
 - ◆ 企業を中心とする民間が生物多様性保全により積極的に取り組むための方策を検討
- ◆ 主要議題③ 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)
 - ◆ 途上国を中心に、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する法的拘束力のある新たな国際的枠組みを構築すべき旨主張。COP10での合意を目指して交渉が続けられてきた。
- ◆ 主要議題④ 「革新的資金メカニズム」
 - ◆ 途上国における生物多様性保全のための資金を確保するための新たな仕組み創設を目指す動きあり。
 - ◆ 生物多様性の経済価値の評価を推進する動きも活発化。



生物多様性条約 COP10のフォーラム

COP10の議題

- ◆ 3週間にわたり、10以上の交渉グループを並行開催しつつ、多くの議題を議論し、合計64の決議を採択。

<COP-MOP> カルタヘナ議定書第9回締約国会議 10月11日(月)～15日(金) ※1週間	<COP10> 生物多様性条約第10回締約国会議 10月18日(月)～29日(金) ※2週間
<ul style="list-style-type: none"> 遵守委員会の報告 バイオ安全情報交換システムの運営 能力構築等 資金メカニズム 他の機関、条約との協力 財政運営に関する報告 表示ルールと連絡窓口 輸送時の取扱に関する標準 輸送に伴う締約国の権利・義務 責任と救済 リスク評価、リスク管理 公衆の周知、参加 モニター及び報告 評価及びレビュー 戦略計画及び作業計画 	<ul style="list-style-type: none"> 2010年目標の達成状況 2010年目標「子目標1」 作業計画・開催制度 資金メカニズム(革新的資金メカニズム)と主要議題④ 科学技術協力・CHM 技術移転 世界植物保全戦略 生物多様性年・広報 締約国間の協働(主要議題②) 資金メカニズム 陸水 海洋 山地 保護地域 持続可能な利用 気候変動 農業 乾燥地 森林 バイオ燃料 外来生物 分類学 伝統的知識 奨励措置 新発事項 予算・運営

主要議題①: 「愛知目標」の採択

- 従来の議論
 - 「2010年目標: 生物多様性の劣化の速度を顕著に減少」(2002に設定)は達成できなかった (GBO3)。
 - 失敗を踏まえた新たな目標作りが必要
 - 野心的? 現実的?
 - DPSIRモデル (Driver, Pressure, Status, Impact, Response)
- 経団連の取り組み
 - 日本政府提案(2010年1月)検討時の意見交換
 - 柔軟で現実的な目標設定
 - 生態系や環境の状態は国・地域によって異なる
 - 科学的知見が不十分 → 試行錯誤が不可欠
 - 米国が参加していない

主要議題①:「愛知目標」の採択

○ COP10の結論

- ビジョン:2050年に「自然と共生する社会」
- ミッション:「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」
 - 欧州は意欲的な目標設定「止める」を主張、途上国は反対。
- 20の個別目標を設定(一部に数値目標)
 - ビジネス関係では、「持続可能な生産と消費」への取り組み
- 今後の方向性
 - これは「世界目標」。その達成に向けた各階層での目標設定が求められる。
 - 「生物多様性国家戦略」の改訂、→自治体の「地域戦略」
 - 生物多様性への貢献度合いを図る指標にもなる。

9

20の個別目標(要約)

(原則として「2020年までに」)

戦略目標A. 生物多様性の主流化

- 目標1: 生物多様性の価値と、その保全・利用のための行動を人々が認識
- 目標2: 生物多様性の価値の、国と地方の制度(計画・会計・報告)への組み込み
- 目標3: 生物多様性に関する奨励措置の適正化
- 目標4: 持続可能な生産・消費のための計画、自然資源利用の影響の抑制

戦略目標B. 生物多様性への直接的な圧力の減少、持続可能な利用促進

- 目標5: 森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、0に近づけ
- 目標6: 水産資源の持続的管理、収穫など、生態系への漁業の影響を抑制
- 目標7: 農業、養殖業、林業の地域が、生物多様性保全のため持続的に管理
- 目標8: 過剰栄養などによる汚染の抑制
- 目標9: 侵略的外来種とその定着経路が特定、高優先度の種が制御、根絶等
- 目標10: サンゴ礁その他の脆弱な生態系の健全性と機能を維持(2015年まで)

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性の保護

- 目標11: 生物多様性に重要な地域(陸域の17%、海域の10%)が効果的に管理、保全
- 目標12: 既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少の防止、保全状況の維持、改善
- 目標13: 作物、家畜等の遺伝子の多様性を維持、流出最小化、保護戦略策定

戦略目標D. 生物多様性、生態系サービスから得られる恩恵の強化

- 目標14: 生態系サービスにより、人の健康、生活、福利に貢献
- 目標15: 生態系の保全と回復(劣化生態系の15%以上)を通じ気候変動の緩和・適応、及び砂漠化対処に貢献
- 目標16: 名古屋議定書が、国内法制度に従って施行、運用(2015年まで)

戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発

- 目標17: 効果的で参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定
- 目標18: 先住民と地域社会の伝統的知識、工夫等の尊重、条約実施への参画
- 目標19: 生物多様性に関する知識、科学的基礎及び技術が改善、共有、適用
- 目標20: 戦略計画実施のための資金資源動員が、現在レベルから顕著に増加

10

主要議題②:ビジネス参画決議

○ 議論の経緯と経団連の取り組み

- 2006年3月 生物多様性条約第8回締約国会議(COP8:ブラジル)「民間参画決議」
- 2008年5月 生物多様性条約第9回締約国会議(COP9:ドイツ)「ビジネス参画促進決議」
「ビジネスと生物多様性に関するイニシアティブ」が発足。
ブラジル、ドイツ、日本を中心に、42社が参画。
「リーダーシップ宣言」に署名
- 2009年3月 「日本経団連生物多様性宣言・行動指針」
 1. 経営トップの認識
 2. グローバル(世界とのつながり)とローカル(地域毎の多様性)
 3. 自発的・主体的に具体的取り組みを(本業はもちろん、社会貢献でも)
 4. 資源循環
 5. 科学と技術開発
 6. 連携・協働
 7. 社会ムーブメント(啓発・教育)

11

主要議題②:ビジネス参画決議

○ 議論の経緯と経団連の取り組み

- 2009年10月 生物多様性国際対話(神戸) 環境省と共催
「倫理と科学と経済のバランス」(議長総括)
- 2009年11月 国連主催 第3回ビジネスと生物多様性チャレンジ会議(インドネシア)
 - (1)大久保尚武評議員会副議長・自然保護協会会長が参加・講演
 - (2)ジャカルタ憲章の採択
 - (3)COP10決議の原案が議論
- 2010年5月 国連主催 条約の実施レビューに関するワーキンググループ(WGRI3:ケニア) 「ビジネス参画決議案」
- 2010年10月 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10:名古屋)「ビジネス参画決議」採択
※ WGRI、COPとも、大きな議論はなかった。

12

主要議題②:ビジネス参画決議

○ 決議の概要

- ビジネスと民間部門の生物多様性への参画に、進捗があったことを明記
- ビジネス参画を促進するための政策を考える際に参考にするべき取り組みを行っている団体の例として「日本経団連」を明記
- 締約国に、ビジネスと生物多様性に関するイニシアティブの設立の支援するとともに、ビジネスと生物多様性に関するグローバルパートナーシップの確立に向けて努力することを招請
- 条約事務局長に、特にグローバルレベルにフォーカスした対話の場を促進することによって、国別、地域別のビジネスと生物多様性イニシアティブの設立を奨励することを要請
- ビジネスへの推奨事項
 - 新戦略計画の実施に貢献(愛知目標)
 - 影響を測定・評価、負の影響を回避・最小化する工程と生産方法を開発・適用
 - 教訓の共有・採用、好事例の抽出、知見・技術の共有
 - 任意の認証スキームへの参加
 - 自主的なコミットメント(基準・指標に基づく)
 - ビジネスの参画を促進する取り組み
 - 政府との対話
 - レポーティング

13

COP10期間中の経団連自然保護協議会の活動概要

1. 国際会議の開催

- ビジネスと生態系に関する国際対話
 - 10/26、WBCSD、IUCNと共催、丸一日、約150名参加
- ビジネスと生物多様性に関する国際枠組みへ向けた意見交換
 - 10/27、条約事務局、IUCNと共催、サイドイベント、約20名参加
- 企業経営層と各国閣僚級との懇談会
 - 10/28、条約事務局、GEFと共催、閣僚級会合行事、約250名参加
- 日本経団連自然保護基金支援NGO活動報告会(10/22)

2. ブース展示

- 日本経団連自然保護基金18年の支援実績 等

3. 他団体主催行事への参画

- ① 環境省(10/20)
- ② 中部経済連合会(10/25)
- ③ 地球生きもの委員会(10/26)
- ④ CBD市民ネット(10/27)
- ⑤ ドイツ環境技術公社(10/27)

14

主要議題②:ビジネス参画決議

「生物多様性民間参画パートナーシップ」の発足

○ ビジネス参画決議を先取りした取り組み

○ 背景

- 民間部門の取り組みの重要性
- 参画事業者の裾野を拡大する必要性

○ 目的

- 幅広い様々な事業者の積極的参画を促す
- 取り組みの質・量両面での拡充を促す

○ 対象

- 事業者(中小企業、第1次産業事業者を含む)
- 事業者の取り組みを支援する団体
 - 経済団体、NGO、政府機関等

15

生物多様性民間参画パートナーシップの概要

- 日本経団連、日本商工会議所、経済同友会の呼びかけ、政府の協力
- 幅広い参画を呼びかけ(参加しやすい仕組み)
- 参加要件
 - 「生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針」(=経団連の宣言・行動指針)の趣旨に賛同し、1項目でもそれに沿った活動を実践、向上、推進する意思のあること
 - 上記の企業の活動を応援しようという経済団体等
- 「日本経団連生物多様性宣言・行動指針」を基本理念に
 - 自発性・主体性: 創意工夫と試行錯誤(順応的管理)
 - 具体性: 現場の生物多様性に寄与する具体的活動を優先
 - 連携・協働: 社会全体を生物多様性に親しいものに科学的知見の整備

16

生物多様性民間参画パートナーシップの概要

- スケジュール
 - 5/25 プレスリリース 参加申し込み開始
 - 10/26 COP10会場において発足行事
 - 10/27 グローバルプラットフォーム検討会合(海外の同種のイニシアティブとの意見交換)
- 予定している活動内容と参加のメリット
 - ホームページやメルマガ等を活用した、参加者どうし及び支援する団体との情報共有や経験交流
 - パートナーシップ参加を自社広報に活用

17

「生物多様性民間参画パートナーシップ」発足行事の様



「生物多様性民間参画パートナーシップ」(JAPAN BUSINESS & BIODIVERSITY PARTNERSHIP)参加状況

カテゴリ	参加数
事業者会員	401
経団連宣言推進パートナーズ	351
その他	50
経済団体会員	14
NGO会員	9
公会員(役所、自治体等)	9
合計	433

2010/12/7現在

19

活動予定

- ホームページを通じた情報交換
 - URL:<http://www.bd-partner.org>
 - 「事例紹介」 「イベント情報」
 - 「参考資料」 「メールマガジン」
- アンケート調査による全体的な動向把握
- 裾野を広げる取り組みとレベルアップの取り組み
 - 中小企業、農林水産事業者、消費者
 - 「愛知目標」達成に向けたロードマップづくり
 - レベルアップの度合いを評価する手法の検討
- 既存の様々な枠組みとの連携
- 海外との連携
 - グローバルプラットフォーム構想の具体化
 - アジアを中心とした新興国企業との連携

20

主要議題③:「名古屋議定書」の採択

- 遺伝資源へのアクセスとその利用により生じた利益の公正かつ衡平な配分(Access and Benefit Sharing)
- 条約で決まっていること
 - 天然資源に関する各国の主権的権利
 - 資源提供国の事前同意
 - 利用から生ずる利益の公正で衡平な配分(相互に同意する条件で)
- ボンガイドライン(2002年)

※ 法的拘束力のあるABSに関する国際枠組みが必要

21

主要議題③:「名古屋議定書」の採択

- 主な論点
 - 途上国(資源提供国)の主張
 - 過去に取得した遺伝資源の利益配分(遡及適用)
 - 「派生物」からの利益配分
 - 提供国国内法を遵守する措置(国内法の域外適用、特許制度の活用)
 - 先進国(資源利用国)の主張
 - アクセスの確実性等の確保(アクセスがなくなか出ない)
 - 病原体や研究利用は適用除外すべき など
- 名古屋議定書(2010年)
 - アクセスに関する法的確実性、明確性、透明性のある措置
 - 提供国の規制遵守を利用国内においてチェックする措置
 - 利用の状況をモニターするチェックポイントの設置
 - 地球規模の多国間利益配分の仕組みの検討

22

主要議題③:「名古屋議定書」の採択

- 主な対立点の帰趨
 - 遡及適用、遺伝資源の範囲
 - 遡及適用に関する規定なし
 - 多国間利益配分の仕組みの検討
 - 派生物についても定義規定のみ
 - 遵守確保措置
 - 提供国国内法等の遵守状況を利用国側で確認
ただし、釣り合いのとれた方法で
 - 病原体や研究利用
 - 特別の配慮
- 今後の展開
 - 議定書の発効
 - 国内法の整備
 - 実務への影響

23

主要議題④:革新的資金メカニズム

- 議論の背景
 - 生物多様性保全のための資金が足りない
cf. 地球環境ファシリティ(GEF)
 - ABSは本来、保全のための資金メカニズムだが……。
枠組みの合意に難航。利益がなかなか出ない。
 - 市場メカニズムを活用した民間資金の導入を検討すべき(COP9で決議)
- 革新的資金メカニズムのオプション
 - 財政改革
 - 開発援助
 - 気候変動用資金メカニズムとの連携
 - 生態系サービスへの支払い
 - 生物多様性オフセット
 - グリーン商品市場

cf. グリーン開発メカニズム(GDM)

24

主要議題④:革新的資金メカニズム

○ 経団連の考え方

- そのメカニズムの適用が現場の生物多様性の保全に寄与するのにかんする慎重な検討が必要(制度設計、事案ごとの検証)
 - 生物多様性オフセットについては、金銭支払いによって環境破壊を容認することにならないか。
- むしろ、「日本経団連自然保護基金」のようなプロジェクトベースの援助プログラムが有効

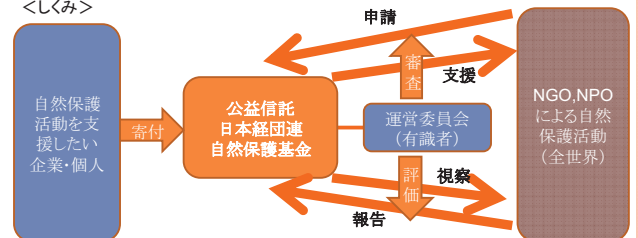
○ COP10の結論

- 政策オプションについては採択せず。
 - 途上国、NGOから、「自国の自然環境は売り物ではない」との主張
 - CDMなど、気候変動のメカニズムに関する途上国の不信任感
- 資金動員の指標について採択
- 資金動員の目標についてはCOP11までに検討
 - 愛知目標の20番目の目標:「顕著に増加」(案では「10倍」)

25

日本経団連自然保護基金について

<しくみ>



<実績>

	支援額(千円)	支援件数
● 2006年度	160,000	63件
● 2007年度	184,700	59件
● 2008年度	203,000	65件
● 2009年度	197,100	61件
● 2010年度	194,000	56件

18年間の支援累計:917件、約28億円

26

今後に向けて

○ 生物多様性育む社会へ

- 生物多様性の「主流化」に向けて
- 多くのステークホルダー(自治体、消費者、NGO、科学者等)の参加によるムーブメントを起こす
- 「生物多様性民間参画パートナーシップ」のプラットフォームとしての活用
- 愛知目標の実現に向けた取り組み

○ 理念の共有

- 「日本経団連生物多様性宣言・行動指針」の理念
 - 自発性・主体性:理念を共有したうえで、創意工夫と試行錯誤
 - 具体性:現場の生物多様性への貢献
 - 連携・協力:知見や経験、データの共有
- 先送りされた議論への対応

27

まとめ

○ 資源戦略としての生物多様性

- 資源争奪戦の対象 → 公正な利益配分の方法
- 再生可能性 → 持続可能な利用、ワズユース

○ 残された自然の保全

- 保全は待ったなし → 理解・浸透、
- 開発(地域住民の生活向上)との両立

○ 経済界の関わり

- 事業活動による生態系への影響を把握(改善)【本業】
 - トップの意識、社員教育、マネジメントへの組み込み
- できることから、すぐに、一歩ずつ 【社会貢献】
 - 待ったなし。創意工夫と試行錯誤で。主体的に。
 - 金融的手法は慎重に。具体的な保全活動を優先。
- ステークホルダーの巻き込み
 - NGO・専門家、地域住民、消費者、科学者、教育界

28

ご清聴ありがとうございました。



29